

令和3年度 第1回岩手県文化財保護審議会 会議資料

○事務報告

資料 1-1 国・県指定文化財の指定等の状況について	1
資料 1-2 令和3年度の埋蔵文化財調査体制等について	3
資料 1-3 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	4
資料 1-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	5
資料 1-5 「明治日本の産業革命遺産」について	6
資料 1-6 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの概要について	7
資料 1-7 文化財保存活用大綱について	9
資料 1-8 文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年）の概要	11

○参考資料

・ 岩手県文化財保護審議会条例	15
・ 岩手県文化財保護審議会運営規定	17
・ 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	18
・ 岩手県内指定文化財件数一覧	25
・ 過去10年間における文化財指定物件一覧	26
・ 過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧	27

事 務 報 告

1 国指定等文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種 別	名 称	内 容	告示年月日
1	史跡	屋形遺跡	指定	R3.3.26

2 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種 別	名 称	内 容	告示年月日
1	有形文化財 (建造物)	旧紫波郡役所庁舎	指定	R3.4.9

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名 称	内 容	申 請 者
R3.3.4	県天	駒形神社及び水沢公園のヒガン系桜群	枯死木の伐採	奥州市長 小沢昌記
R3.3.10	県史	下門岡ひじり塚	樹木の伐採	北上市教育委員会教育長 平野 憲
R3.4.8	県天	薄衣の笠マツ	樹勢回復	銘木笠松保存会 会長 氏家政敏
R3.5.11	県有形	旧吉田家住宅主屋	復原修理	陸前高田市市長 戸羽 太
R3.5.24	県天	タブノキ自生地	鳥類の生態調査	東京大学大気海洋研究所 所長 河村知彦
R3.5.26	県史	黒山の昔穴遺跡	カタクリ植栽	九戸村教育委員会教育長 岩淵信義
R3.7.8	県天	タブノキ自生地	鳥類の生態調査	公益財団法人山階鳥類研 究所 理事長 壬生基博

3 県指定文化財の保存管理等について

日 時：令和3年7月9日（金）

指定文化財：天然記念物 矢沢のゼニタナゴ生息地（花巻市）

調査委員：平塚 明委員

調査内容：ゼニタナゴ生息地において、外来種のタイリクバラタナゴが繁殖していることから調査を行ったもの。

【現況】

- ・タイリクバラタナゴは、おそらく観賞用として飼っていた人が、同じタナゴの生息地ということでゼニタナゴの繁殖地に放流したのではないかと「矢沢のゼニタナゴを守る会」では考えている。
- ・ゼニタナゴの繁殖池でタイリクバラタナゴの成魚及び稚魚が確認され、確実にタイリクバラタナゴが増殖していることが確認された。
- ・そのほか、アメリカザリガニも多く確認されることから外来種の駆除について検討しなければならない状況である。
- ・現在は、「矢沢のゼニタナゴを守る会」の方々（かつて50人以上いた会員が、現在は8人まで減少している）が定期的に池を監視し、タイリクバラタナゴやアメリカザリガニなどを捕獲し、駆除をしている。



ゼニタナゴ池（1号池）



タイリクバラタナゴの成魚



タイリクバラタナゴの稚魚

【指導内容】

- ・タイリクバラタナゴは、年に数回産卵期を迎えるため、ゼニタナゴが産卵のために必要なドブガイを弱らせてしまう恐れがある。水管に卵が詰まり、窒息する。ゼニタナゴ（県の絶滅危惧種）を守るためにも、まずドブガイ（ヌマガイ、これらも県の絶滅危惧種）の保全が重要である。
- ・タイリクバラタナゴを全て駆除するのは現実的に難しいと考えられる。そのため、ゼニタナゴの生態に詳しい専門家から意見を伺うことが必要である。

令和3年度の埋蔵文化財調査体制等について

令和2年度の取組結果

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (公財) 県埋蔵文化財センター
 - 福島県財団への調査支援派遣 (1名)
- 2 発掘調査について
 - (1) 復興事業関係の野外発掘調査
 - ほぼ終息
 - (2) 通常事業関連の調査
 - 国・県事業ともに減少 (全体で約5万㎡を実施)
- 3 被災市町村の支援について
 - (1) 専門職員不在の市町村等への支援・指導
 - (2) 東日本大震災復興事業
 - 室内整理作業 (陸前高田市分を県埋文センターへ委託予定)
- 4 震災発掘調査に係る展示会等の実施について
 - 被災沿岸市町村等での展示会 (県埋文センター主催: 大船渡市で開催)



令和3年度の取組

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (1) 県教育委員会
 - 福島県への埋蔵文化財専門職員派遣はR1年度で終了
 - (2) (公財) 県埋蔵文化財センター
 - 福島県財団への派遣はR2年度で終了
- 2 発掘・試掘調査について
 - (1) 国、県関係の復興事業関係の発掘調査、室内整理及び報告書刊行
 - R2年度を持って完了
 - (2) 通常事業関連
 - 【発掘調査】
 - 国・県事業ともに減少 (約35,000㎡)
 - 【試掘調査】
 - 市町村支援が増加傾向 (北上市、花巻市の新規工業団地建設)
 - (3) 市町村支援の発掘調査、被災資料整理を受託
 - 【発掘調査】
 - 花巻PAスマートインターチェンジ、野田村小学校移転事業
 - 【被災資料整理】
 - 陸前高田市博物館の脱塩土器の整理作業
- 3 被災市町村の支援について
 - 専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続
- 4 震災発掘調査に係る出土遺物展示会の実施
 - 県埋文センター主催 (宮古市民会館: 9/23~26を予定)

「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について

1 経過

- (1) 「平泉の文化遺産」は平成23年6月、「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」として、世界遺産一覧表に登録。
- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5か所（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。
- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」が**暫定リストに再記載**。候補となる構成資産は、柳之御所遺跡、やなぎのごしよいせき達谷窟たつこくのいわや（以上、平泉町）、白鳥館遺跡、しろとりたていせき長者ヶ原廃寺跡ちやうじゃがはらいせき（以上、奥州市）、ほねでらむらしようえんいせき骨寺村莊園遺跡（一関市）。

2 保存管理

- (1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5構成資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」を改定（平成24年3月）。さらに、景観計画の改定や来訪者管理戦略の策定等を踏まえ再改定（平成31年3月）。
- (2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価」が求められたことから、これまで11件の評価を実施。平成31年4月に文化庁から「世界文化遺産の影響評価に係る参考指針」が示されたことから、令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の指標となる報告書を作成。
- (3) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が行っている。

3 拡張登録への取組

- (1) 県及び関係市町は、有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」を組織し、拡張登録のための専門的、技術的助言を得ながら検討を進めている。
- (2) 平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行した（令和2年3月）。
- (3) 平成30年2月の県・関係市町による申し合わせに基づき、今年度についても調査研究等を継続している。
- (4) 上記（3）に基づき、推薦書案及び保存管理計画等を作成・改定する作業を継続中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について

1 概要

- (1) 現在の構成予定資産は、4道県の17構成資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）。
- (2) 本県の資産は、一戸町「御所野遺跡」(史跡)。
- (3) 推進組織は、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」（事務局：青森県企画政策部）。

2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言。現在までに19回開催。
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討。
- (3) 令和元年9月、国から登録推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ提出
- (4) 令和元年12月20日、閣議了解により、元年度のユネスコへの推薦が決定。
- (5) 令和2年1月、国から登録推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (6) 令和2年9月、イコモスによる現地調査実施
- (7) 令和3年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告
- (8) 令和3年7月27日、第44回世界遺産委員会において、世界遺産登録決定

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、23 か所。
- (3) 本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (4) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）
- (5) 第 39 回世界遺産委員会決議において「構成資産全ての保全計画及び実施計画を策定すること」など 8 項目の勧告を受け、平成 29 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (6) 第 42 回世界遺産委員会において、前項「保全状況報告書」に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請され、令和元年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」提出。
- (7) 第 44 回世界遺産委員会において、戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションは不十分だとする決議が採択され、令和 4 年 12 月までに「保全状況報告書」の提出が求められている。

2 資産の価値

- (1) 幕末から明治後期にかけて、西欧諸国からの科学技術の移転を受け、技術交流に対応し変化を遂げた類稀な道程を証言する一連の遺産群である。（評価基準 (ii) に対応）
- (2) 幕末、明治初期に急激に変化した時代を象徴する技術的集合体の卓越した例であり、産業化の時間的・地域的枠組みにおいて普遍的意義をもつ。相互に関連する日本の急速な産業化を先導した重工業の遺産群を包含し、グローバルな技術移転に力強い貢献をした証左である。（評価基準 (iv) に対応）

3 保存管理について

資産全体の管理を、「明治日本の産業革命遺産保全委員会」（事務局：内閣官房）が調整する。

橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を行うこととなっている。

現在、対応すべき主要課題は以下のとおり。

- ・構成資産に関する解説（インタープリテーション）の計画を策定すること。また各サイトの歴史全体についての理解を図ること。
- ・資産の一部に経年劣化が認められることから、石垣修復を実施する。石垣の一部を積み直し、落石防護ネットの使用、影響を及ぼす木根の除去を行う。

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの概要について

1 施設の理念（目指す姿）

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設

2 施設の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 名称 | 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター |
| (2) 設置場所 | 岩手県立柳之御所史跡公園内（平泉町平泉字伽羅楽 108-1） |
| (3) 延床面積 | 約 2,400 m ² |
| (4) 展示面積 | 常設展示室：約 440 m ² 、企画展示室：約 110 m ² |
| (5) 構造 | 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て（耐火構造施設） |
| (6) 駐車可能台数 | 普通車：47 台（うち身体障がい者用 2 台）、大型車：2 台 |

【外観】



3 開館日等

- | | |
|----------|--|
| (1) 開館日 | 令和 3 年 11 月 20 日（土） |
| (2) 開館時間 | 午前 9 時から午後 5 時まで
（11 月から翌年 3 月までの期間は、午後 4 時 30 分まで） |
| (3) 休館日 | 年末、毎月末日、資料整理日として 5 日間程度 |
| (4) 入館料 | 無料 |

4 主な事業

- (1) 管理運営事業（施設管理・運営）
- (2) ガイダンス事業（展示解説、世界遺産概要紹介）
- (3) 展示・情報発信事業（常設展示、企画展示、学術情報等発信）
- (4) 体験・学習事業（体験プログラム開発・提供、平泉学講座）
- (5) 収蔵・保存管理事業（柳之御所遺跡出土資料の収蔵・保存）
- (6) 調査研究・情報集積事業（発掘調査、共同研究・学術情報集積）

5 その他

展示等の専門的事項については、平泉遺跡群調査整備指導委員会（委員長：田辺征夫（財）元興寺文化財研究所長）から指導を受けながら進めている。

【参考】 展示イメージ

平泉インフォメーション・体験展望展示



柳之御所遺跡と奥州藤原氏



柳之御所遺跡、金鶏山への眺望



プロローグ



平泉の世界



柳之御所遺跡と奥州藤原氏

□平泉インフォメーション

開放的な空間で来館者を迎え入れ、「平泉の文化遺産」巡りや世界遺産の概要について情報を提供

□プロローグ

ワイドスクリーンと床面に投影するプロローグシアターで、仏国土（浄土）の世界観を体感

□平泉の世界

地形模型映像やインタラクティブモニターで奥州藤原氏による現世の仏国土（浄土）の表現とその歩みを紹介

□柳之御所遺跡と奥州藤原氏

パノラマイラストとジオラマで平泉館を再現、カテゴリー別の出土資料展示で柳之御所遺跡を解き明かす

□体験・展望展示

床下展示やタイムスリップモニターで遺跡への興味を喚起し、来館者を史跡公園へと送り出す

文化財保存活用大綱について

1 大綱策定に係る経過

【令和元年度】

- (1) 文化財保護法の改正により、都道府県は域内の文化財の総合的な施策である大綱を策定できることとなり、教育委員会としても、関係市町村との一層の連携促進や総合的な取組の推進等を図るため、大綱策定を計画した。
- (2) 5月22日、第1回文化財保存活用大綱策定検討会議を開催。
- (3) 7月4日、市町村及び関係団体に対して、文化財保護法改正及び大綱策定計画等に関する説明会を開催した。
- (4) 10月8日、市町村及び関係団体に対し、年内の回答期限にて意見照会を行った。

【令和2年度】

- (5) 4月以降、意見照会結果等に基づき事務局にて素案作成作業を行った。
- (6) 6月、大綱策定検討委員会委員あてに大綱（素案たたき台）を送付。
- (7) 8月5日、大綱策定検討委員会（第2回）において素案内容について検討。
- (8) 11月26日、大綱策定検討委員会（第3回）において素案内容について検討。
- (9) 12月4日、常任委員会（文教委員会）にて作成状況を報告。
- (10) 12月21日、総合教育会議にて知事、教育委員による協議。
- (11) 12月23日、素案に対するパブリック・コメントを実施。
- (12) 2月5日、大綱策定検討委員会（第4回）において最終案確認。
- (13) 3月4日、県議会常任委員会（文教委員会）において最終案を報告。
- (14) 3月30日、刊行（4月中旬に市町村及び関係機関に配付済）。

2 大綱の概要について

- (1) 岩手の文化財に関する現状と今後のあり方について整理したもの。
- (2) 岩手の文化財の概要・特色、現状と課題、課題解決の方向性とそのための具体的措置等についてまとめている。
- (3) 東日本大震災津波の経験等も踏まえた「岩手ならではの」の内容としている。
- (4) 指定文化財や各種制度等についても整理し、巻末に資料として掲載しており、一冊で岩手の文化財について把握することが出来るようにしたところ。

3 今後の進め方

- (1) 策定された大綱に基づき、文化財の「保存・継承」、「調査・研究」、「活用・地域づくり」の3つの柱に沿って、県の関係部局及び関係機関等とも連携しながら、具体的取組を実施していくこととしている。
- (2) また、市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」について、その策定に向けた支援（調査支援、策定手続きに関する支援等）を実施していくこととしている。

【参考1】 パブリック・コメントの実施状況

(1) 実施期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月23日（土）まで

(2) 実施方法及び周知実績

県ホームページへの掲載、報道機関への発表、各市町村・文化財関係団体・関係機関等への通知

(3) 寄せられた意見等について

意見提出人数7人、意見件数68件

【意見の反映状況】

区分	内容	件数
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	3
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	1
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	13
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	35
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	10
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	6

【参考2】 文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の策定状況（R3.4月現在）

(1) 文化財保存活用大綱の策定状況（令和3年4月現在）

全国38の地方公共団体（都道府県）において策定済み

未策定 地方公共団体 (9都県)	1 東京都、2 山形県、3 長野県、4 石川県、5 奈良県、6 佐賀県、 7 宮崎県、8 鹿児島県、9 沖縄県
----------------------------	--

(2) 文化財保存活用地域計画の策定状況（令和3年4月現在）

全国23の地方公共団体（市町村）において策定済み

策定済 地方公共団体 (23市町)	1 牛久市（茨城県）、2 富士吉田市（山梨県）、3 松本市（長野県）、 4 王寺町（奈良県）、5 益田市（島根県）、6 平戸市（長崎県）、 7 札幌市（北海道）、8 河内長野市（大阪府）、9 神河町（兵庫県）、 10 常陸大宮市（茨城県）、11 下野市（栃木県）、 12 小浜市（福井県）、13 岐阜市（岐阜県）、14 草津市（滋賀県）、 15 甲賀市（滋賀県）、16 津山市（岡山県）、17 大田原市（栃木県）、 18 銚子市（千葉県）、19 我孫子市（千葉県）20 明和町（三重県）、 21 加西市（兵庫県）、22 香美町（兵庫県）、23 松野町（愛媛県）
-----------------------------	---

文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年）の概要 （文化庁説明資料より一部抜粋）

令和3年の第204回国会（通常国会）において、文化財保護法の一部を改正する法律が成立しました。

この度の改正は、文化審議会 文化財分科会 企画調査会において取りまとめられた「企画調査会報告書」（令和3年1月15日公表）を踏まえ、

- ① 無形文化財及び無形の民俗文化財について、これまで指定の対象とならなかった、書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図るため、登録制度を創設する
- ② 平成31年4月に創設された文化財保存活用地域計画とも連動し、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するため、地方登録制度を法律に位置付けるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設する

の2つの制度改正を行うものです。

文化財保護法の一部を改正する法律の概要

趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

概要

〔文化財保護の制度〕

	文化財の類型	指定 強い規制と手厚い 保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、 美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗 技術 等	○	新設
地方	〔文化財の類型は任意〕	○	新設

1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

(1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に指定されていない無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録できることとする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

【登録の効果】

- ・保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12関係】
- ・登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

(2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) 無形文化財と基本的に同様の制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

(3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）
- ※ 新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。

2. 地方登録制度の新設

(1) 概要

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により登録した文化財のうち適当であると認料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする。【第182条の2関係】

(2) 施行期日 令和4年4月1日

登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の基準について

(芸能関係)

指定基準	登録基準	保持者又は保持団体の認定基準（指定）	保持者又は保持団体の認定基準（登録）
<p>第一 重要無形文化財の指定基準</p> <p>〔芸能関係〕 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの</p> <p>(一) 芸術上特に価値の高いもの (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの</p> <p>二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの</p>	<p>第一 登録無形文化財の登録基準</p> <p>〔芸能関係〕 保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能（重要無形文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>一 芸術上の価値の高いもの 二 芸能史上の意義を有するもの 三 芸能の成立又は変遷の過程を示すもの</p>	<p>第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準</p> <p>〔芸能関係〕 保持者 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員</p> <p>保持団体 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体</p>	<p>第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準</p> <p>〔芸能関係〕 保持者 登録無形文化財に登録される芸能(以下単に「芸能」という。)を体得し、かつ、これに精通している者</p> <p>保持団体 芸能を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体</p>

登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の基準について

(工芸技術関係)

指定基準	登録基準	保持者又は保持団体の認定基準（指定）	保持者又は保持団体の認定基準（登録）
<p>第一 重要無形文化財の指定基準</p> <p>〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの</p> <p>(一) 芸術上特に価値の高いもの (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>	<p>第一 登録無形文化財の登録基準</p> <p>〔工芸技術関係〕 保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術（重要無形文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>一 芸術上の価値の高いもの 二 工芸史上の意義を有するもの 三 工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの</p>	<p>第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準</p> <p>〔工芸技術関係〕 保持者 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員</p> <p>保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体</p>	<p>第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準</p> <p>〔工芸技術関係〕 保持者 登録無形文化財に登録される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を体得し、かつ、これに精通している者</p> <p>保持団体 工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体</p>

地方における文化財保護の制度

	地方指定制度	地方登録制度
根拠規定	文化財保護法第182条第2項	同条第3項
制度化時期	昭和29年 (実態上は戦前から存在)	令和4年 (実態上は昭和40年代から存在)
実施団体数	1,748	86団体
文化財件数	118,011	4,744
報告義務	あり (同条第4項)	なし (任意の情報提供)
制度的特徴	許可制が中心	届出制が中心

※実施団体数及び文化財件数は令和2年時点のもの。

※改正後の文化財保護法第182条
(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つていないものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

地方登録制度のある地方公共団体（文化庁調べ）

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3府県

※文化庁調査（令和2年10月実施）において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出（この他、「登録」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。）

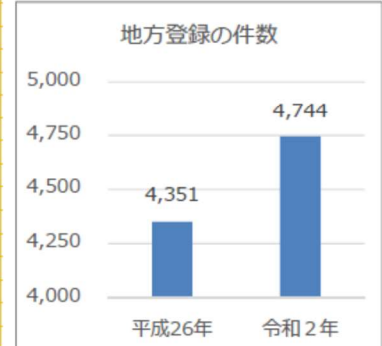
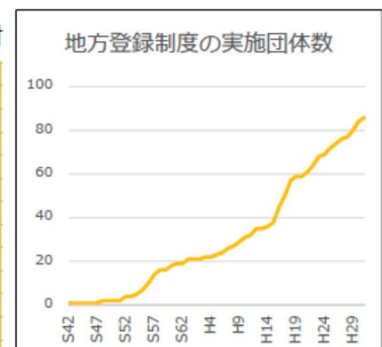
<市区町村>

合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29	板橋区●▲	57	磐田市		
2	宮城県	仙台市▲	30	練馬区●▲	58	三重県	松阪市	
3		名取市	31	足立区▲	59		いなべ市	
4	山形県	大石田町●	32	葛飾区▲	60		伊賀市	
5	茨城県	常陸太田市	33	江戸川区▲	61	京都府	京都市▲	
6		常陸大宮市	34	三鷹市▲	62		宇治田原町	
7		東海村	35	府中市	63	大阪府	大阪市	
8	栃木県	佐野市	36	町田市	64		吹田市▲	
9		日光市	37	小金井市	65		貝塚市	
10		真岡市	38	国立市	66		枚方市	
11	埼玉県	所沢市	39	福生市▲	67		河内長野市	
12		上尾市▲	40	瑞穂町	68	兵庫県	神戸市▲	
13		八潮市	41	日の出町●▲	69		川西市	
14		三郷市	42	神奈川県	横浜市▲	70	奈良県	山添村●▲
15	千葉県	千葉市▲	43		相模原市▲	71	鳥取県	智頭町
16		佐倉市	44		伊勢原市▲	72	島根県	松江市
17		酒々井町	45		海老名市	73		雲南市
18	東京都	中央区▲	46		南足柄市	74	香川県	高松市
19		港区	47		箱根町	75	愛媛県	西条市
20		新宿区▲	48	富山県	砺波市▲	76	福岡県	福岡市▲
21		墨田区●▲	49	福井県	坂井市	77		小都市
22		江東区●▲	50	山梨県	山梨市	78	熊本県	玉名市
23		世田谷区	51		北杜市	79		多良木町
24		渋谷区	52	長野県	松本市	80		あさぎり町
25		中野区▲	53		高森町▲	81		白杵市
26		杉並区▲	54	岐阜県	垂井町	82		宇佐市
27		豊島区●	55		大野町	83	沖縄県	宜野湾市▲
28		荒川区●▲	56	静岡県	静岡市▲			

(参考)

- 無形文化財を登録の対象に含む団体（9団体）
- ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体（31団体）



※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。

地方登録制度の要件

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、①条例の定めるところにより、②重要文化財、(…)及び登録記念物以外の文化財で③当該地方公共団体の区域内に存するもの(④前項に規定する指定を行っているものを除く。)のうち、⑤その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを⑥当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 (略)

<法令要件>

①規則等ではなく条例で定めることが必要

<対象文化財>

③当該地方公共団体の区域内の文化財

②④国の指定・登録文化財及び地方指定文化財を除く

⑤国登録と同様に、指定文化財(「重要なもの」とは趣旨が異なる

<手続>

⑥登録簿が必要(紙/電子は問わない)



その他、文化財類型や登録の基準、規制の在り方等は任意

国・地方における文化財保護の制度について

○令和3年4月15日 参議院・文教科学委員会

○横沢高德君 (略)

次に、制度の複雑化と保護の方向性についてお伺いをします。

文化財の保護の手法として様々な選択肢が増えるのは、それぞれの文化財に最も適切な手法を選べるということで大変良いことである一方で、文化財の方の現場にいる職員にとっては、制度が複雑化し、保護の方向性をどうするか、迷いや難しさが生じるおそれがあると考えます。

今回は、無形の文化財について、新たに国の制度として登録制度が設けられるだけでなく、地方の登録文化制度も文化財保護法上に位置付けられ、地方においては一気に無形の文化財の保護の手法が広がることが想定されます。

無形文化財、無形の民俗文化財について、保護手法が国の指定文化財、国の登録文化財、地方の指定文化財、地方の登録文化財、国による記録選択と広がることとなりますが、それぞれの類型にどういった特徴を持って文化財に当てはまるのか、分かりやすい説明が必要ではないでしょうか。お伺いをいたします。

○政府参考人(矢野和彦君) 少し丁寧にお答えさせていただきたいと思えます。

これらの制度は、それぞれの役割が異なり、また保護の対象とする文化財も異なるというふうを考えておりますが、まず、**国指定制度**は、有形文化財や無形文化財などのそれぞれの類型の中でも重要なものを指定することとしており、**言わばピラミッドの頂点**だというふうにお考えいただければと思いますが、まさに**我が国を代表する文化財が指定されること**になります。

地方の指定制度につきましては、国指定以外の文化財の中から各地域、これは市町村も都道府県もございりますが、各地域にとって重要なものを指定するものであり、**一言で言うところ地域の宝**という位置付けだというふうを考えております。

次に、**国登録制度**は、国指定及び地方指定以外の文化財の中でも特に保存、活用の措置が必要とされているものが対象でございまして、近代以降に成立、発展したものなど、**直ちに指定文化財にはならないけれども、裾野を予備的に守っていくと、裾野を広げるという意味で幅広く保護する必要のあるもの**、こういうふうを考えております。

地方登録につきましては、国登録と同様に、指定制度を補完する趣旨のものでございまして、**各地域において、指定制度では対応し切れない多様な文化財を地方登録により保護していくことが期待されておりました、これはやはり地方色を出していただくということが重要**になるうかと思えます。

(略)

岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日

条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例(昭和32年岩手県条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

文化財保護法（抜粋）

（地方文化財保護審議会）

- 第百九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
 - 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して、当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
 - 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例（昭和51年岩手県条例第45号）第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員（以下「部会員」という。）の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
- (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

工芸技術関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁猟、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

- (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、ト占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 菓園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼

- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象

- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
 - (11) 冰雪霜の営力による現象
 - (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措を講ずる必要があるもの。

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団も含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和3年9月1日現在

区 分	国 指 定 等	県 指 定 等	計		
有 形 文 化 財	建 造 物	27のうち国宝1：中尊寺金色堂	34	61	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1のうち国宝1：金紙著色金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図	10	11
		彫 刻	23のうち国宝1：金色堂内諸像及天蓋	81	104
		工 芸 品	17のうち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金色堂内具	83	100
		書 跡	1のうち国宝1：紺紙金字一切経	6	7
		典 籍	0	2	2
		古 文 書	3	7	10
		考 古 資 料	6	21	27
		歴 史 資 料	2	10	12
	無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0	1	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	8	31	39	
	無 形 民 俗 文 化 財	9保持団体13	40	49	
記 念 物	史 跡	31のうち特別史跡3：毛越寺境内、無量光院跡、中尊寺境内	37	68	
	名 勝	9のうち特別名勝1：毛越寺庭園	2	11	
	天 然 記 念 物	動 物	6のうち特天1：カモシカ	4	10
		植 物	14のうち特天1：早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	23	37
		地 質 鉱 物	13のうち特天3：根反の大珪化木、焼走り熔岩流、夏油温泉の石灰華	5	18
		地 質 ・ 植 物	0	1	1
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	2	1	3	
重要文化的景観	2		2		
重要伝統的建造物群	1		1		
合 計	175	399	574		
選定保存技術	1保持団体 1		1		
登 録	登録文化財（建造物）	92/27箇所		92	
	登録有形民俗文化財	1		1	
	登録記念物	3		3	
	272	399	671		

過去10年間における文化財指定物件一覧

年度	種類	名称	指定年月日	市町村名
23		東日本大震災の影響により指定なし		
24	彫刻	木造十一面観音立像 附胎内仏・木造僧形立像	24.11.13	釜石市
	無形民俗文化財	一戸の山伏神楽	24.11.13	一戸町
	古文書	軽呂耕作鈔及び遺言	25.04.05	軽米町
	工芸品	南部家伝来提帯	25.04.05	盛岡市
	無形民俗文化財	布佐神楽	25.04.05	一関市
	無形民俗文化財	門中組虎舞	25.04.05	大船渡市
	無形民俗文化財	南部藩壽松院年行司支配太神楽	25.04.05	釜石市
25	考古資料	徳丹城跡出土品	25.11.05	矢巾町
	歴史資料	大槻家旧蔵板木	25.11.05	一関市
	有形民俗文化財	姉体庚申塔（寛永十二年銘）	25.11.05	奥州市
	史跡	湯舟沢環状列石	25.11.05	滝沢村
	工芸品	南部家伝来具足下着	26.04.22	盛岡市
	工芸品	長胴太鼓	26.04.22	二戸市
	無形民俗文化財	駒木鹿子踊り	26.04.22	遠野市
	無形民俗文化財	長野獅子踊り	26.04.22	遠野市
26	考古資料	渥美 灰釉壺	26.11.07	盛岡市
	古文書	嘉永六年盛岡藩三閉伊通百姓一揆畠山家文書 附 三重箱	27.04.07	田野畑村
	無形民俗文化財	犬吠森念仏剣舞	27.04.07	紫波町
27	彫刻	木造六臂十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造天部形立像（伝毘沙門天）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝虚空蔵菩薩）	27.11.06	陸前高田市
	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	27.11.06	陸前高田市
	工芸品	時鐘 南部盛岡城楼鐘	27.11.06	花巻市
	工芸品	時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘	27.11.06	盛岡市
	工芸品	木造十一面観音菩薩坐像御正躰	28.04.15	陸前高田市
28	古文書	盛岡藩北家御次留書帳	28.09.06	花巻市
	工芸品	白檀塗合子形兜	29.4.7	盛岡市
	歴史資料	鞍迫観音堂算額	29.4.7	遠野市
	無形民俗文化財	大原水かけ祭り	29.4.7	一関市
	無形民俗文化財	大宮神楽	29.4.7	盛岡市
29	彫刻	木造不動明王立像	29.11.14	一関市
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	29.11.14	一関市
	絵画	紙本著色 刀八毘沙門天画像	30.4.13	平泉町
	古文書	原敬日記 附 絶筆メモ及び本箱	30.4.13	盛岡市
	無形民俗文化財	早池峰岳流 浮田神楽	30.4.13	花巻市
	天然記念物	折爪岳のヒメボタル生息地	30.4.13	岩手県・二戸市・軽米町・九戸村
30	無形民俗文化財	板用肩怒剣舞	30.12.7	大船渡市
	建造物	本宮観音堂 附 厨子	31.4.16	金ヶ崎町
	彫刻	木造観音菩薩立像（伝十一面観音）	31.4.16	遠野市
	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	31.4.16	遠野市
31	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	2.4.7	宮古市
	考古資料	長倉 I 遺跡出土品	2.4.7	軽米町
	無形民俗文化財	八木巻神楽	2.4.7	花巻市
2	無形民俗文化財	田代念佛剣舞保存	2.11.13	宮古市
	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装（千早）	2.11.27 （追加指定）	花巻市
	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3.4.9	紫波町

過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧

年度 回	種別	有形文化財									無形文化財	民俗		記念物				合計	
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝・天然記念物		
23	第1回																	0	0
24	第1回			1									1					2	7
	第2回				1			1					3					5	
25	第1回							1	1		1		1					4	9
	第2回				2								3					5	
26	第1回							1										1	3
	第2回							1					1					2	
27	第1回			4	2													6	7
	第2回				1													1	
28	第1回							1										1	5
	第2回				1				1				2					4	
29	第1回			2														2	6
	第2回		1					1					1			1		4	
30	第1回												1					1	4
	第2回	1		1	1													3	
31 元	第1回																	0	3
	第2回			1					1				1					3	
2	第1回												2					2	3
	第2回	1																1	
合計		2	1	11	8	0	0	4	4	2	0	1	18	1	0	2	0	54	